

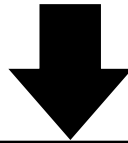
特定・障害児相談支援（人員・報酬）

1. 人員基準について

- ・相談支援事業所ごとに専従の管理者を配置
- ・相談支援事業所ごとに専従の相談支援専門員を配置
(業務に支障がない場合においては、他の業務との兼務可能)

I 主な指摘事項

- ①管理者又は相談支援専門員が、他の業務又は他の事業所・施設等で兼務を行い、相談支援事業所の業務運営に支障が生じている
- ②勤務実態が確認できないことがある



II 改善に向けて

- ①管理者は当該事業所の運営管理の責任者であり、従業者としての相談支援専門員についても原則として専ら当該事業所の職務に従事しなければなりません。
ただし、以下の場合にあって、当該事業所の業務に支障がないときは、他の職務を兼務することが可能です。
 - (1) 当該事業所の他の職務
 - (2) 他の指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等の業務
(ただし、当該事業所の業務に支障がないと認められる場合に限りです)
- ②適切なサービスを提供するために、(1) 日々の勤務時間、(2) 常勤・非常勤の別、
(3) 業務兼務関係等を明確にした勤務表を作成願います。

III 相談支援従事者現任研修について

- ・相談支援従事者現任研修は、相談支援従事者初任者研修を終了した翌年度を初年度として、5年度ごとの各年度末日までに修了する必要があります。
修了しなかった場合は、改めて初任者研修を修了しなければなりません。

(例) 平成 25 年度初任者研修修了者の例

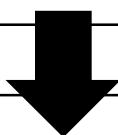
	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度
例1	初任者 研修修了	1年目	2年目	3年目	4年目	現任研修 修了	6年目	7年目	8年目	9年目	現任研修 修了	11年目
例2	初任者 研修修了	1年目	2年目	現任研修 修了	4年目	5年目	6年目	現任研修 修了	8年目	9年目	10年目	11年目
例3	初任者 研修修了	現任研修 修了	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	現任研修 修了	11年目

2. 報酬について

・別紙「基本報酬」を参照

I 主な指摘事項

- ①法定代理受領により給付費の支給を受けた際、利用者への通知がなされていなかった
- ②継続サービス利用支援費（又は継続障害児支援利用援助費）で請求するところ、サービス利用支援費（又は障害児支援利用援助費）で請求していた
- ③継続利用時の計画作成月において、サービス利用支援費（又は障害児支援利用援助費）のみ請求するところ、更新月の前月に前倒しで行ったモニタリングも継続サービス利用支援費（又は継続障害児支援利用援助費）として算定していた
- ④特別地域加算について、現地訪問をしたか確認できる記録がなかった



II 改善に向けて

- ①計画作成自体に利用者負担は発生しませんが、介護給付費として給付されている以上、利用者への通知が必要です。
- ②継続サービス利用支援費（又は継続障害児支援利用援助費）はモニタリングのみ、サービス利用支援費（又は障害児支援利用援助費）は、計画作成やそれに付随するモニタリングを行った場合に算定します。
- ③継続利用時の計画作成において、モニタリングと計画作成は一連のものとし、継続利用時のモニタリングを継続サービス利用支援費（又は継続障害児支援利用援助費）として算定し、かつ、作成したサービス等利用計画をサービス利用支援費（又は障害児支援利用援助費）として別に請求すると二重請求になりますので、ご注意ください。
※市町村によっては、モニタリング対象者一覧が送付されることもあるかと思いますが、あくまでも参考資料ですので、事業所で責任を持って管理をお願いいたします。エクセル等で管理すると良いです。
- ④特別地域加算については、該当地域を事業所が訪問した際にのみ算定対象となります。訪問の有無についても記録に残していただくようお願いいたします。

Ⅲ 相談支援専門員がサービス提供事業所の職員と兼務する場合のモニタリング等の扱い

モニタリング、支給決定の更新や変更に係るサービス利用支援において

- ・ サービス提供事業所との中立性の確保
- ・ サービス提供事業所と異なる視点でのサービスや支援内容の検討を行うという観点から
→ サービス提供事業所の職員と兼務する相談支援事業所の相談支援専門員は、モニタリング等を行わないこととしています。

(例1) 同一法人内にサービス提供事業所が3ヶ所ある場合

	D 相談員 (就労 B 兼務)	E 相談員 (就労移行兼務)	F 相談員 (生活介護兼務)
就労 B 利用者の当初計画作成	○	○	○
就労 B 利用者のモニタリング等	×	○	○

(例2) 同一法人内にサービス提供事業所が2ヶ所ある場合

	D 相談支援専門員 (就労 B 兼務)	E 相談支援専門員 (就労移行兼務)
就労移行利用者の当初計画作成	○	○
就労移行利用者のモニタリング等	○	×

(例3) サービス提供事業所が1ヶ所の場合

	F 相談支援専門員 (生活介護兼務)
生活介護利用者の当初計画作成	○
生活介護利用者のモニタリング等	×

3. その他

【加算算定に関する質問事項について】

(※高崎市内の事業所より質問が多かったものを回答した内容であり、詳細に関しては各市町村の担当者に確認してください。)

①Q：事前の届出が必要な加算は何か。

A：特定事業所加算、行動障害支援体制加算、要医療児者支援体制加算、
精神障害者支援体制加算

②Q：初回加算はセルフプランから計画作成へ移行した場合にも算定可能か。

また、保存用の記録様式はないが、通常の計画相談支援に必要な書類を作成すれば

算定できるのか。

A：セルフプランから計画作成へ移行した場合でも算定は可能。また、記録については、アセスメントやサービス等利用計画など通常の計画相談支援に必要な書類を作成することで算定ができる。

③行動障害支援体制加算・要医療児者支援体制加算について

Q：加算対象となる利用者の基準はあるのか。また、名簿に記載しない利用者は加算の対象外か。

A：両加算については、対象の障害特性がある利用者へ適切に対応できる体制が整備されていることを評価する加算であるため、要件を満たしている期間中に当該事業所で実施したすべてのサービス利用支援および継続サービス利用支援について加算が算定できる。

Q：行動障害支援体制加算・要医療児者支援体制加算の該当となる研修は何か。

A：行動障害支援体制加算 → 「強度行動障害者養成研修（実践研修）」または「行動援護従業者養成研修」

要医療児者支援体制加算 → 加算が新設されたことに伴い、今年度から群馬県で対象となる研修を実施予定とのこと。（時期未定）

⑤サービス提供時モニタリング加算について

Q：通常のモニタリング報告書の他に指定の保存様式を作成する必要があるか

A：モニタリング報告書に指定の保存様式に記載する内容が網羅されていれば、モニタリング報告書のみで算定可能。ただし、モニタリングを行う日と同一日に、居宅で利用する障害福祉サービス等の提供現場を確認し、当該加算を算定する場合は、モニタリング結果と当該加算に係る記録をそれぞれ作成する必要がある。ただし、訪問先から事業所印やサインをもらう必要はない。

Q：継続サービス利用支援等の実施以外の訪問でも加算を請求できるのか。また、加算のみの請求は可能か。

A：サービス利用計画等に位置付けられている事業所であれば算定可能。また、当該加算は基本報酬を算定しない月でも加算単独での請求が可能。

⑥特定事業所加算について

Q：各要件を満たす場合は根拠となる書類を提出するよう明記されているが、根拠となる書類はどのようなものか。

A：①従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表＋従業員の研修修了の写し

- ②会議録（様式は任意）
- ③体制が整備されていることがわかる書類（例：重要事項説明書に「電話相談は24時間受け付ける。」と記載されていれば、重要事項説明書を添付。）
- ④事業所の研修計画（様式は任意）
- ⑤相談支援事業所連携会議の会議録（様式は任意）
その他、支援困難ケースを受け入れた記録票のものがあれば添付
- ⑥一人の相談支援専門員の取扱件数（前6カ月平均）が40件未満であることがわかる資料

●特定事業所加算の要件（平成30年4月以降）●

区 分	算 定 要 件
特定事業所加算Ⅰ	<p>1.<u>常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置（うち1名以上が主任相談支援専門員）</u> ※主任相談支援専門員を含む3名は、同一敷地内の指定障害児相談支援事業所または指定自立生活援助事業所（以下「他の事業所等」という。）の職務との兼務が可能。残り1名は業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務との兼務が可能。</p> <p>2.<u>相談支援専門員1人当たりの1か月間における取扱件数が40件未満</u></p> <p>3.<u>その他の要件</u></p>
特定事業所加算Ⅱ ※平成33年（2021年）3月までの経過措置	<p>1.<u>常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置（うち1名以上が現任研修修了者）</u> ※現任研修修了者を含む3名は、同一敷地内の他の事業所等の職務との兼務が可能。残り1名は業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務との兼務が可能。</p> <p>2.<u>相談支援専門員1人当たりの1か月間における取扱件数が40件未満</u></p> <p>3.<u>その他の要件</u></p>
特定事業所加算Ⅲ	<p>1.<u>常勤かつ専従の相談支援専門員を3名以上配置（うち1名以上が現任研修修了者）</u> ※現任研修修了者を含む2名を除いた相談支援専門員については、同一敷地内の他の事業所等の職務との兼務が可能。</p> <p>2.<u>相談支援専門員1人当たりの1か月間における取扱件数が40件未満</u></p> <p>3.<u>その他の要件</u></p>

<p>特定事業所加算Ⅳ <u>※平成 33 年 (2021 年) 3 月までの経過措置</u></p>	<p>1.<u>常勤かつ専従の相談支援専門員を 3 名以上配置 (うち 1 名以上が現任研修修了者)</u> ※現任研修修了者は、同一敷地内の他の事業所等の職務との兼務が可能。現任研修修了者以外の者は、相談支援事業所等への職務を主たる業務としたうえで、業務に支障がない場合は、同一敷地内にいる他の事業所の職務との兼務が可能。</p> <p>2.<u>相談支援専門員 1 人当たりの 1 か月間における取扱件数が 40 件未満</u></p> <p>3.<u>その他の要件 (24 時間連絡体制を確保は除く)</u></p>
--	--

※なお、毎月末までに所定の記録を作成し、5 年間保存すること

※その他の要件

- ・利用者に関する情報またはサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に (概ね週 1 回以上) に開催
- ・24 時間連絡可能な体制を確保し、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保
- ・新たに採用したすべての相談支援専門員に対し、現任研修修了者の同行による研修を実施
- ・基幹相談支援センター、委託相談支援事業所または協議会から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該事例に係るものに指定計画相談支援を提供
- ・基幹相談支援センター等が実施する事例検討会に参加